

# 由利本荘市委託業務総合評価落札方式試行実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、由利本荘市が発注する委託業務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規程により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込をした者のうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利な申し込みをした者を落札者とすることができる方式の入札を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「総合評価落札方式」とは、入札者から業務内容に応じて必要となる専門知識や技術、創意、業務改善等に関する提案（以下「技術提案」という。）及び施行体制、施行能力、業務実績、社会貢献等（以下「業務実績等」という。）を募集し、入札者に価格及び技術提案並びに業務実績等をもって申し込みさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式をいう。

## (対象業務)

第3条 総合評価落札方式の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する技術提案や業務実績等（以下「技術提案等」という。）と入札価格を一体として評価することが望ましい業務
- (2) その他、市長が必要と認める業務

2 対象業務を発注する場合は、指名審査調整会議の審議を経て決定するものとする。

## (業務委託審査委員会)

第4条 業務主管課長等は、次に掲げる事項を審議するため、対象業務ごとに業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- (1) 仕様の策定に関すること
- (2) 落札者決定基準の策定に関すること
- (3) 技術提案等の評価及び審査に関すること
- (4) 落札候補者の決定に関すること
- (5) その他、必要と認める事項

2 委員は、業務主管課及び関係部署等の職員、その他、必要と認める者をもって構成する。

3 委員長は、業務主管課等が属する部局等の部長等をもって充てる。

## (学識経験を有する者の意見聴取)

第5条 審査委員会は、前条第1項第2号の落札決定基準を策定するときは、政令第167条の10の2第4項の規程に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）からの意見を聴かなければならない。

2 審査委員会は前項の規定による意見の聴取において、併せて、落札者決定基準に基づいて落札候補者を決定するときにあらかじめ意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、あらかじめ意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札候補者を決定しようとするときは、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(落札者決定基準)

第6条 落札決定基準は、審査委員会での審査を経て指名審査調整会議が決定する。

(評価方法)

第7条 技術提案等の評価方法については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 評価の対象とする技術提案等については、当該業務の目的及び内容に応じ、必要な評価項目を設定し、各項目ごとに評価に応じて得点を与える。

(2) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定める。

2 価格及び技術提案等に係る総合評価は、入札価格に基づいて算定した評価点と技術提案等から算定した評価点を総合した評価点（以下「総合評価点」という。）をもって行う。

(入札公告・入札通知)

第8条 入札に当たり総合評価落札方式による一般競争入札又は条件付き一般競争入札を実施しようとするときは、由利本荘市財務規則（平成17年規則第40号。以下「規則」という。）第103条第1項に定めるもののほか、次の事項について記載するものとする。

(1) 総合評価落札方式による競争入札とする旨

(2) 当該総合評価落札方式に係る落札者決定基準

2 入札に当たり総合評価落札方式による指名競争入札を実施しようとするときは、規則第113条第2項の規程に基づき通知しなければならない事項のほか、前項各号の事項について通知するものとする。

(技術提案資料の審査)

第9条 技術提案等の審査は、技術提案等記載事項の確認、評価項目及び評価基準との照合、技術提案等の妥当性について行うものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、入札者から技術提案等資料についてのヒアリングを行うことができるものとする。

3 提出された技術提案等の資料については公表しないものとする。ただし、落札者となった者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他社に比べて優位な点を公表できるものとする。

(落札者の決定方法)

第10条 技術提案等の審査及び採否の決定は審査委員会での審議を経て指名審査調整会議が行うものとし、採否の結果、総合評価点が最も高いものについて、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

(1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき

(2) 落札候補者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適当であると認められるとき

2 総合評価点が最も高いものが2人以上あるときは、当該者にくじをひかせて落札候補者を決定するものとする。

3 第1項各号のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、総合評価点が当該落札者の次に高い者を落札候補者とし、第1項の確認等を行うものとする。

4 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(苦情の申立)

- 第11条 入札に参加した者で落札者とならなかったものは、入札結果の公表を行った日の翌日から起算して10日（由利本荘市の休日を定める条例（平成17年由利本荘市条例第22号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、書面により市長に対して落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。
- 2 市長は、前項の説明を求められたときは、当該説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により回答するものとする。
- 3 前項の回答を受理した者で回答による説明になお不服がある者は、当該回答を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により市長に対して再苦情申立を行うことができる。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。